

エコポイント対象住宅証明依頼書の記載内容の注意事項

エコポイント対象住宅証明依頼書の記載内容について、下記内容を確認のうえ、**設計内容説明書及び設計図面**に記載してください。

省エネ基準(仕様規定による場合)

(躯体の断熱性能)

・断熱材の記載について、商品名及び外国製の規格番号等の記載の場合、断熱材の種別等の判定ができません。断熱材の種別を記載するか、熱伝導率又は熱抵抗値の記載のあるカタログの写しを添付してください。

× (誤): 下記の内容で判定(審査)出来ません。

・アクリアマット、t=○

・R20グラスウール、t=○

・マットエース、t=○

・K32板状グラスウール、t=○

・スタイロフォーム、t=○

※下記を参考に断熱材の種別を記入してください。断熱材の種別が分からない場合は、熱伝導率又は熱抵抗値の記載のあるカタログの写しを添付してください。

○ (正): 断熱材の種別を記載

・住宅用グラスウール10K、t=○

・押出法ポリスチレンフォーム3種、t=○

・高性能グラスウール16K、t=○

・ビーズ法ポリスチレンフォーム特号、t=○

・オーバーハング部分がある場合、床(外気に接する部分)に該当します。床(外気に接する部分)の断熱材の種別・厚さを記入してください。また、平面図等に床(外気に接する部分)の施工範囲を記入してください。

・浴室の床部分の断熱材について、下記のいずれかの断熱材の設置が必要となります。確認のうえ記入してください。

・基礎の立上り部分の断熱材を設置(土間床等の基準確認)

・浴室の床部分に断熱材を設置(床(その他の部分)の基準確認)

※浴室床部分を断熱として、床下が外気に通じる床裏になる場合

・断熱構造となっている浴室(ユニットバス)

(躯体の断熱性能の緩和規定を適用する場合)

・断熱材の緩和規定で、一部の断熱材の厚さを減らし、その他部位・開口部で断熱補強する場合は、適用している緩和規定を図面に記入してください。

(緩和規定)

①一部の壁の断熱材の厚さを1/2とし、壁又は開口部で断熱補強する方法

②屋根・天井の断熱材の厚さをとし、壁又は開口部で断熱補強する方法

(緩和規定の記入例)

・天井の断熱材の厚さを1/2とし、開口部を等級4のⅠⅡ地域の仕様とする

・床の「外気に接する部分」のうち、住宅の延床面積の5%以下の部分については、表の「その他の部分」とみなすことができます。この緩和規定を適用する場合は、図面に外気に接する範囲及び5%以下の計算式等を記入してください。

(外気に接する床の5%緩和の記入例)

延べ床面積 120.0㎡の場合

玄関ポーチのはね出し部分の面積(外気に接する床)、 $0.91 \times 1.82 = 1.66\text{㎡}$

延べ床面積の5% ($120 \times 0.05 = 6.0\text{㎡}$) < 外気に接する床(1.66㎡)

以上より、玄関ポーチのはね出し部分は、床「その他の部分」の基準を適用する

・上記の緩和規定及びその他の緩和規定を適用する場合、図面に適用する緩和規定の内容を記入してください。

(開口部の断熱性能)

- ・開口部の断熱性能の記載について、商品名の記載の場合、建具の仕様等の判定ができません。建具の仕様を記載してください。
- ・開口部の断熱性能の記載について、建具の種類ごとに記載してください。
- ・ガラスの記載について、ガラスの種別、空気層の厚さ(複層ガラス(A12)・低放射複層ガラス(A12)等)を記入してください。
- ・天窓がある場合、天窓についても、設計内容説明書及び図面に建具の仕様を記入してください。

× (誤): 下記の内容で判定(審査)出来ません。
ドア(玄関) : デクシード
窓 : マイスターⅡ、複層ガラス
ドア(勝手口) : シンフォニー、複層ガラス
天窓 : スカイシアター、複層ガラス

○ (正): 建具及びガラスの仕様を記載
ドア(玄関) : 金属製熱遮断構造枠＋断熱フラッシュ構造扉
窓 : アルミ＋樹脂1重、引違・片開窓等、複層ガラス(A12)
ドア(勝手口) : アルミ＋樹脂1重、框扉、複層ガラス(A12)
天窓 : アルミ＋樹脂1重、Fix、低放射複層ガラス(A12)

(開口部の日射遮蔽措置)

- ・日射遮蔽措置の基準は、真北±30°と真北±30°以外の方位で一部基準が異なります。方位ごとに日射遮蔽措置について記入してください。

Ⅲ地域の日射遮蔽措置の基準

真北±30°の方位 (下記のいずれか)		左記以外の方位 (下記のいずれか)		
付属部材	ガラスの 日射侵入率	付属部材	庇・軒等	ガラスの 日射侵入率
設置	0.7以下	設置	設置	0.57以下

※小窓などの適用除外について

- ・日射遮蔽の措置の基準では、住宅の延床面積の4%以下の窓の面積が基準の適用から除外できます。(ただし、直達光が入射する天窓を除く)

(4%以下の適用除外の参考例)(※図面に計算式等を記入してください)

延べ床面積 120.0㎡の場合

付属部材無しとする開口部

$$1階便所、AW-10 \quad 0.6 \times 0.6 = 0.36$$

$$2階便所、AW-10 \quad 0.6 \times 0.6 = 0.36$$

$$浴室、AW-8 \quad 0.6 \times 0.9 = 0.54$$

$$洗面所、AW-9 \quad 0.6 \times 0.9 = 0.54$$

$$勝手口、AD-2 \quad 0.8 \times 2 = 1.6$$

合計 3.4 ㎡

延べ床面積の4%(120×0.04=4.8㎡) < 開口部の合計(3.4㎡)

以上より、上記の開口部には付属部材無しとする

- ・日射遮蔽措置について、日射侵入率の低い複層ガラスを使用する場合と、付属部材を設置する

場合で、一部記入方法が異なりますので、下記を参考に記入してください。

(日射侵入率による場合(低放射複層ガラス等))

・ガラスの日射侵入率、0.57以下のガラスを使用している場合は、日射侵入率0.57以下で、全方位適合となります。使用する複層ガラスの日射侵入率を記入してください。

(設計内容説明書及び図面の記入例)

(真北±30°)(アルミ+樹脂1重、窓、低放射複層ガラス(A12))(日射侵入率0.52)

(真北±30°以外)(アルミ+樹脂1重、窓、低放射複層ガラス(A12))(日射侵入率0.52)

又は、使用する全ての複層ガラスは、低放射複層ガラス(日射侵入率、0.52)とする

※建具ごとに日射侵入率が異なる場合は、それぞれの建具に日射侵入率を記入してください。

・ガラスの日射侵入率、0.7以下のガラスを使用している場合は、日射侵入率0.7以下で、真北±30°の方位は適合となります。真北±30°以外の方位の建具には付属部材が必要となります。

(付属部材による場合)

・図面(平面図等)の開口部に付属部材(レースカーテン、ブラインド、障子等)の記入をしてください。また、4%緩和より、付属部材を設置しない窓には、4%緩和と記入してください。

(設計内容説明書の記入例)

(真北±30°)(アルミ+樹脂1重、窓、複層ガラス(A12))(ブラインド)

(真北±30°以外)(アルミ+樹脂1重、窓、複層ガラス(A12))(レースカーテン・障子)

※真北±30°と真北±30°以外の方位ごとに、設置している付属部材を確認のうえ記入してください。